

園芸療法実習について

園芸療法は、疾患や障がいなどの理由によって第三者の支援が必要な人に対して、対象者の全体像や課題を理解し（評価）、園芸療法目標を設定して、プログラムを（同じ対象者に）継続的に計画・実施し、目標の達成具合をふりかえる（再評価）といった手順で行われます。

そのため、第三者の支援を必要としない人を対象とした園芸活動、毎回対象者が変わるような園芸活動は、園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲには含まれません。また、原則として、家族・親類・友人・知人など親しい間柄の方を対象とした活動も園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲには含まれません。

本校では、疾患や障がいのある人に対する支援経験がない受講生も、段階的に園芸療法の実践力が身につくように、園芸療法実習を3段階（Ⅰ：80時間、Ⅱ：120時間、Ⅲ：300時間）に分けています。

実習時間については、準備、活動、まとめ、実習報告会などにかかる時間を含みます。

全寮制コースでは、1年間のカリキュラム内でⅠからⅢまでの園芸療法実習を行います。通学制コースでは、前期課程で園芸療法実習Ⅰを行い、前期課程を修了して兵庫県園芸療法士補を修得した後に、後期課程で園芸療法実習Ⅱ・Ⅲを行います。

全寮制コース、通学制コースとも、園芸療法実習Ⅱ・Ⅲにおいては、園芸療法課程教員および修了生（兵庫県園芸療法士）によるメールを活用した相談や指導、施設を訪問しての指導を行うことで、安心して実習を行うことができる体制を整えています。

【園芸療法実習Ⅰ】(80 時間)

目的 高齢者、知的障がい者、精神障がい者などを対象として、対象者が利用する施設や対象者を理解し、対象者にあった園芸の計画と支援のしかたを身につける。

全寮制コース

本校と連携している施設（高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）において、園芸療法実習を 8 回行います。

通学制コース

入学後、教員と相談して、下記（A から D）のなかから全 8 回行えるよう実施計画書を出し、教員の確認・指導の後に各自が行います。

なお、実習は、A が 4 回、B が 1 回、C が 1 回、D が 2 回とし、合計 8 回行います。A や B について、指定回数以上行うことも可能ですが、カウントできるのは 4 回です。

A：(4 回)

- ・「施設における園芸に関するレクリエーション活動」
- ・「高齢者や障がい者等を対象とした施設におけるボランティア活動」

（施設の利用者と直接関わり、疾患や障がいなどの理解につながる活動であれば、施設や活動内容は問わない）

なお、活動可能な施設については、受講生の参加可能な日と施設のボランティアの受け入れ可能な日について調整が必要であり、紹介施設が受講生の利便に沿わないことも考えられるので、施設とのボランティア参加の交渉は原則として受講生自身が直接行う。

- ・「園芸療法士が行う園芸療法活動へのボランティアとしての参加」
（参加可能な施設や日程等については、入学後に随時メールにて連絡する）

B：(1 回)

- ・「園芸療法実施施設見学」

学校指定施設における園芸療法見学、受講生就労施設やボランティアで通う施設以外での園芸療法の見学

- ・「全寮制園芸療法実習Ⅰ見学」（日程など詳細は別途メールにて連絡）

C：(1 回)

- ・「淡路景観園芸学校園芸療法ガーデン調査見学」
- ・「公園、植物園等調査見学」

（バリアフリー、ハーブ、有用植物、有毒植物、癒しの環境など、園芸療法に関する学習が可能な場所を受講生が選ぶ。） 推奨：須磨離宮公園（植物園>花の庭園）、布引ハーブ園、有馬富士公園

D：(2 回)

- ・「園芸療法対象者の初期評価と園芸活動計画」

（初期評価などについては、科目「園芸療法のための医療・医学」（10 月）で学ぶ。D は、「園芸療法のための医療・医学」学習後、施設の許可を得てから実施する。

A から D に記載していること以外で、園芸療法実習Ⅰの目的を達成することが可能と思われる活動の可否については、その都度検討します。

【園芸療法実習Ⅱ】(120 時間)

- 目的** ・対象者の初期評価、目標設定、園芸療法計画作成ができる。
・行ったことを報告書にまとめ、発表することができる。

全寮制コース

7 月に学校が実習生受け入れを依頼している施設にて集中的に実習を行います(週 1 回、計 4 回)。現在は、本校園芸療法課程を修了した兵庫県園芸療法士が勤務する施設で実習を行うことが大半となっています。

報告会は別途実施します。(通勤費用は別途徴収する受講生会費から支出)

通学制コース

就労先、園芸療法実習Ⅰでボランティアを実施した施設、新たな施設で行う場合事前に実施予定施設から内諾を得た後、教員と相談して計画を作成し(12 月～3 月)、実施します(翌年度 4 月～5 月)。4 回の園芸療法活動のほか、事前準備、園芸療法活動の準備・管理、報告会などを含めて 120 時間の実習を行います。(通勤費用個人負担)

【園芸療法実習Ⅲ】(300 時間)

- 目的** ・対象者について、園芸療法の手順に沿った支援ができる。
・初期評価、目標設定、園芸療法計画・実施、再評価ができる。
・行ったことを報告書にまとめ、発表することができる。

全寮制コース

9 月～12 月に学校が実習生受け入れを依頼している施設にて実習を行います(週 1 回、計 14 回)。現在は、本校園芸療法課程を修了した園芸療法士が勤務する施設で実習を行うことが大半となっています。報告会は別途実施します。

通学制コース

就労先もしくは園芸療法実習Ⅰでボランティアを実施した施設、新たな施設で行う場合事前に実施予定施設から内諾を得た後、教員と相談して計画を作成し(12 月～3 月)、実施します(翌年度 7 月以降)。14 回の園芸療法活動のほか、事前準備、園芸療法活動の準備・管理、報告会などを含めて 300 時間の実習を行います。

*原則として、実習Ⅱ・Ⅲは同一施設で行います。

令和 2 年度の「園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、COVID-19 の影響を受け、実習開始時期の遅延のほか、一部実習内容の変更や実習施設の変更が生じました。しかし、現在、年度内に「園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修・修得が可能な状況となっています。